



平成18年5月17日

各 位

会社名 株式会社ジョイント・コーポレーション
代表者名 代表取締役社長 東海林 義信
(コード番号 8874 東証第1部)
問合せ先 執行役員 広報・IR室長 江口 日出登
(TEL 03-5759-8874)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月17日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月24日開催予定の第20回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 企業価値向上を目的とする機動的な資本政策の遂行を可能とするため、発行可能株式総数を変更するものであります。(変更案第6条)
- (2) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)が2005年2月1日に施行されたことに伴い、当社の公告の方法を日本経済新聞に掲載して行う方法から電子公告で行う方法に変更し、併せて事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができないときの措置を定めるものであります。(変更案第5条)
- (3) 「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、(機関の設置)を新設するものであります。(変更案第4条)
 - ② 会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、(株券の発行)を新設するものであります。(変更案第7条)
 - ③ 会社法第189条第2項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、(単元未満株主の権利)を新設するものであります。(変更案第11条)

- ④ 会社法施行規則第 94 条および第 133 条、会社計算規則第 161 条および第 162 条の規定に従い、株主総会参考書類等をインターネット開示により株主に対して提供したものとみなすことができる旨を定めるため、（参考書類等のインターネット開示）を新設するものであります。（変更案第 16 条）
- ⑤ 会社法第 310 条第 5 項および会社法施行規則第 63 条第 5 項の規定に従い、株主総会における代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法および代理人の数を明確にするため変更するものであります。（変更案第 17 条）
- ⑥ 会社法第 370 条の規定に従い、取締役会決議を書面または電磁的方法により行うことが認められたことに伴い、（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。（変更案第 22 条第 3 項）
- ⑦ 会社法第 427 条第 1 項の規定に従い、広く人材の登用を可能とするため、社外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結することができるようにするものであります。（変更案第 23 条第 2 項）（変更案第 29 条第 2 項）
- ⑧ 上記のほか、会社法に基づく規定の新設、削除、文言の変更を行うものであります。

（4） その他、条文の新設、削除に伴い必要な条数の変更を行うとともに、一部字句の整理を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 24 日
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 24 日

以 上

* 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、株式会社ジョイント・コーポレーションと称し、英文では、JOINT CORPORATIONと表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理 (2) 建築工事請負業務及び建築設計管理業務 (3) 損害保険の代理業務 (4) 建具、家具、什器等の住宅設備機器の販売 (5) 生命保険の募集に関する業務 (6) 不動産特定共同事業法に基づく事業 (7) 特定目的会社、特別目的会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社)及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の売買、仲介及び管理 (8) 信託受益権の保有、売買及び仲介 (9) 金銭の貸付及び金銭貸借の媒介・保証業務 (10) 飲食店の経営 (11) 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都目黒区に置く。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p><u>(公告の方法)</u> 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 < 現行どおり ></p> <p>(目的) 第2条 < 現行どおり ></p> <p>(本店の所在地) 第3条 < 現行どおり ></p> <p><u>(機関の設置)</u> 第4条 当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。</p> <p><u>(公告方法)</u> 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式 (発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、<u>151,320,000株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1 <u>単元の株式数及び単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式数</u>は、100株とする。</p> <p>2 当社は、<u>1単元に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)数を表示した株券を発行しない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の<u>発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取請求の取扱い、その他株式に関する手続及び手数料は取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取請求の取扱等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、<u>175,249,600株</u>とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、<u>その株式に係る株券を発行する。</u></p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p>(<u>単元株式数及び単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第8条 当社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。</p> <p>2 当社は、<u>単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株券の種類、<u>株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)</u>の氏名等<u>株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取請求の取扱い、その他株式に関する手続及び手数料は取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日) <u>第10条</u> 当社は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</p> <p>2 前項のほか、必要あるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>(招集の時期) <u>第11条</u> 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合、随時これを招集する。</p> <p>(招集者及び議長) <u>第12条</u> 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(決議の方法) <u>第13条</u> 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。</p>	<p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p>(单元未満株主の権利) <u>第11条</u> 当社の单元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 法令により定款をもってしても制限することができない権利 (2) 株主割当による募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(基準日) <u>第12条</u> 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(招集の時期) <u>第13条</u> < 現行どおり ></p> <p>(招集権者及び議長) <u>第14条</u> < 現行どおり ></p> <p>(決議の方法) <u>第15条</u> 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 <u>商法第343条第1項の規程による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってする。</u></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>(議決権の代理行使) 第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録) 第15条 <u>株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名捺印又は電子署名を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第16条 当会社に取締役10名以内を置く。 (選任) 第17条 <u>取締役は株主総会において選任する。</u> 2 <u>取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u> 3 <u>取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u> (任期) 第18条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p>2 <u>会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</u> (参考書類等のインターネット開示) 第16条 <u>当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第18条 < 現行どおり > (選任) 第19条 < 削 除 > <u>取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 2 < 現行どおり > (任期) 第20条 取締役の任期は、<u>選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第19条 取締役会の決議により、当会社を代表すべき取締役若干名を定める。</u></p> <p>2 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役それぞれ若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会)</p> <p><u>第20条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>2 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。</p> <p>但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>3 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬)</p> <p><u>第21条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第21条の2 当会社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令が定める範囲で免除することができる。</u></p>	<p>2 < 現行どおり ></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第21条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</u></p> <p>2 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役それぞれ若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会)</p> <p><u>第22条 < 現行どおり ></u></p> <p>2 < 現行どおり ></p> <p>3 <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p>4 < 現行どおり ></p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第23条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令が定める範囲で免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第22条 当会社に監査役4名以内を置く。</p> <p>(選任) 第23条 <u>監査役は株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>(任期) 第24条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p> <p>(常勤監査役) 第25条 <u>監査役はその互選により常勤監査役若干名を定める。</u></p> <p>(監査役会) 第26条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬) 第27条 <u>監査役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	<p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第24条 < 現行どおり ></p> <p>(選任) 第25条 < 削 除 ></p> <p><u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第26条 監査役の任期は、<u>選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 < 現行どおり ></p> <p>(常勤監査役) 第27条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u></p> <p>(監査役会) 第28条 < 現行どおり ></p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除) <u>第27条の2</u> 当社は、<u>商法第280条第1項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度) <u>第28条</u> 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>毎営業年度末に決算を行う。</u></p> <p>(利益配当) <u>第29条</u> 利益配当金は、<u>毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者に対してこれを行う。</u></p> <p>(中間配当) <u>第30条</u> 取締役会の決議により、<u>毎年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（中間配当という）を行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>(配当金の除斥期間) <u>第31条</u> 利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p>	<p>(監査役の責任免除) <u>第29条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項</u>の規定により、取締役会の決議によつて、<u>同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任</u>を法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p><u>2</u> 当社は、<u>会社法第427条第1項</u>の規定により、<u>社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u><u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度) <u>第30条</u> 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当) <u>第31条</u> 剰余金の配当としての期末配当は<u>毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対しこれを行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p>(自己株式の取得) <u>第32条</u> 取締役会の決議により、<u>市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間) <u>第33条</u> 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p>